

# 国民健康保険税 税率を変更します

町では、平成29年度から国民健康保険税の税率を引き上げます。今回の変更は、加入者の高齢化や医療の高度化、東日本大震災の発生等による医療費の増加などに伴う、厳しい財政状況を踏まえてのもです。国民健康保険の被保険者の皆さんには、税率変更へのご理解と、医療費の節減などへのご協力をお願いします。

## ◎税率変更の理由

国民健康保険制度は、加入者が病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるように、お互いに助け合う制度です。その運営は加入者が納める国民健康保険税のほか、国・県からの補助金などを財源とし、行われています。

町の国民健康保険は、加入者の高齢化や医療の高度化、東日本大震災の発生等による医療費の増加などに伴い極めて厳しい財政状況になってい

ます。町では震災の影響なども考慮して税率を据え置いてきましたが、平成27年度から一般会計からの法定外繰入金を必要とする状況となり、平成28年度末には貯金にあたる国民健康保険財政調整基金も底を尽きました。

【表1、2参照】  
このようなことから、現在の保険税収入のままでは引き続き財源不足が見込まれるため、平成29年度より国民健康保険税の税率を【表3】のとおり引き上げます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## ◎国民健康保険税の軽減制度

世帯の所得金額が一定基準以下の世帯は7割・5割・2割軽減に該当し、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。この

【表1】国民健康保険財政調整基金残高の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
積立額	287	130	78	78	49	7	0
取崩額	80,000	0	0	110,000	21,068	2,000	865
基金残高	133,591	133,721	133,799	23,877	2,858	865	0

【表2】一般会計からの法定外繰入の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
繰入額	0	0	0	0	0	66,944	109,188

※法定外繰入：赤字補填を目的に行われる一般会計から国保会計への繰入金

【表3】平成29年度からの新税率

区分		改正前	改正後	増減
医療分	所得割	6.4%	7.1%	0.7%
	均等割	19,800円	21,700円	1,900円
	平等割	18,000円	20,600円	2,600円
医療分課税限度額		540,000円	540,000円	—
支援分	所得割	2.0%	2.6%	0.6%
	均等割	6,000円	8,200円	2,200円
	平等割	5,400円	7,800円	2,400円
支援分課税限度額		190,000円	190,000円	—
介護分	所得割	2.3%	2.5%	0.2%
	均等割	9,600円	9,800円	200円
	平等割	6,000円	6,200円	200円
介護分課税限度額		160,000円	160,000円	—
合計	所得割	10.7%	12.2%	1.5%
	均等割	35,400円	39,700円	4,300円
	平等割	29,400円	34,600円	5,200円
課税限度額		890,000円	890,000円	—

## モデル世帯の国民健康保険税額（年額）

①70歳夫婦2人世帯（7割軽減世帯）

【収入】 年金収入 夫150万円 妻80万円

【改正後の税額】 26,400円（改正前22,400円）



②夫48歳、妻48歳、子ども15歳の3人世帯（軽減なし）

【収入】 給与収入 夫300万円

【改正後の税額】 337,700円（改正前296,000円）



③25歳夫婦2人世帯（2割軽減世帯）

【収入】 給与収入 夫200万円

【改正後の税額】 156,800円（改正前134,700円）



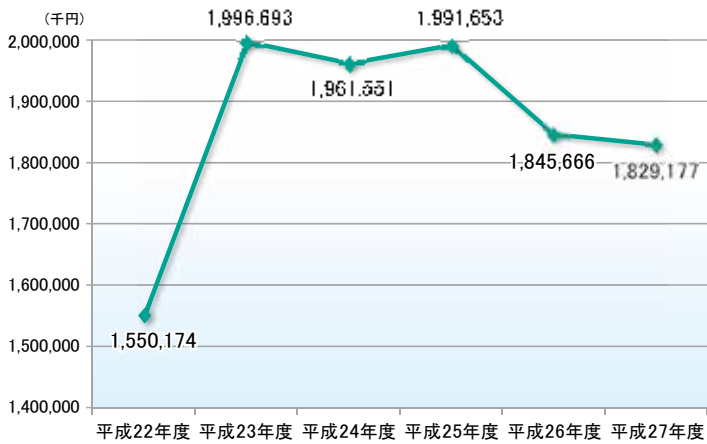


図1. 保険給付費の推移

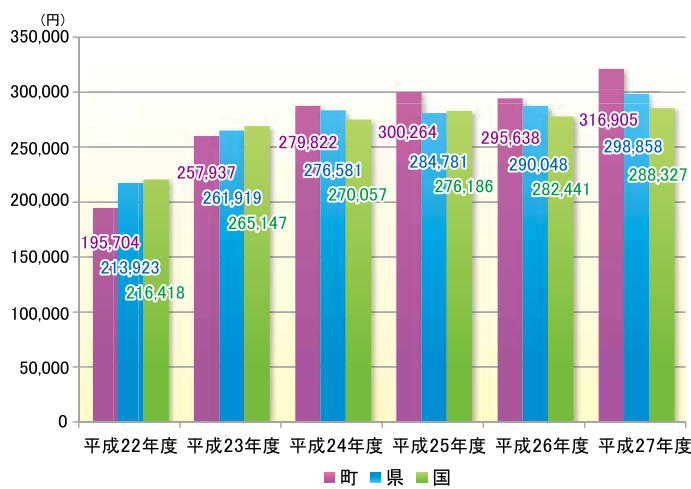


図2. 1人当たりの保険給付費の比較

軽減を受けるためには前年の所得を申告していることが必要となります。世帯の中に所得の申告をしていない人がいる場合は、一定基準以下に該当しているか判断できないため軽減が適用されません。所得が無い人も必ず申告してください。

◎医療費の節約にご協力をお願いします。

現在、町が負担して

いる保険給付費の額は、東日本大震災前の平成22年度には約15億5千万円だったものが、その後急激に増加し、震災発生後の平成23年度に19億円を超えました。平成27年度においても約18億3千万円と高い水準で推移しています。【図1参照】

また、これに伴い被保険者一人当たりの保険給付費が、震災前とその直後は県や国の平均(推計値)に比べ低かったものが、平成24年度には、その平均を超える水準となりました。以後は

その状況が続いています。【図2参照】

このことから、町では医療費の適正化や節約が必要な状況になっています。被保険者の皆さんには、医療費節減のため、下記のことにご理解とご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ

- 税率改正について：町民課
- 国民健康保険係 (☎82-3111内線132)
- 税額計算について：町税務課
- 町民税係 (内線111)

## ～医療費節減のための被保険者の皆さんへのお願い～

- ・かかりつけ医を持ちましょう。
- ・かかりつけ薬局を持ち、不必要な薬をもらわないようにしましょう。薬の飲み合わせによっては、体に悪影響が出ることもあります。お薬手帳で管理することも大切です。
- ・同じ病気で複数の医療機関にかかることは控えましょう。
- ・緊急性が高い症状以外は診療時間内に受診するようにし、休日や夜間の受診は控えましょう。
- ・子どもの急病には「小児救急医療電話相談（#8000）」の利用を考えましょう。利用時間は下記のとおりです。  
利用時間 平日・休日 午後7時から午後11時
- ・ジェネリック医薬品の活用を検討ください。
- ・整骨院等で受ける施術は、医療機関で治療しているものは保険適用の対象にはなりません。頻回受診の方には治療内容を確認することがあります。十分に注意して受診しましょう。
- ・1年に1回は特定健康診査を受診し、生活習慣病の早期発見や予防を心がけましょう。検診の結果、生活習慣の改善が必須と判断された方は、特定保健指導を利用しましょう。
- ・東日本大震災による一部負担金免除に係る一部の費用は、被保険者皆さんの税金で賄われています。免除証明書を交付されている方は、適正な受診を心がけましょう。

